

チリ地震に伴う津波被害

～岩手県・宮城県など三陸の養殖業に大きな被害が発生～

ご存じのとおり、2月27日の15時34分（日本時間）にチリ中部沿岸でマグニチュード8.6の大地震が発生しました。翌28日には日本列島の太平洋沿岸を中心に津波に関する警報・注意報が発令され、北海道では28日の14時頃に第1波が観測され、チリからほぼ丸1日かけて日本列島に津波が押し寄せて来ました。

岩手県・宮城県では最大1mを超える津波が観測され、ニュース等で報道されているとおり、岩手県・宮城県など三陸地方のほか三重県・徳島県等で「わかめ養殖業」、「ほたて養殖業」、「かき養殖業」、「魚類養殖業」、「定置漁業」などに漁業被害があり、特に「はえ縄・いかだなどの養殖施設」で大きな被害が発生している状況です。（3月1日水産庁より、早急な被害状況の把握及び報告の要請、また、迅速な損害評価の実施及び保険金の早期支払が円滑に行われるよう通知を受け、現在、漁業共済団体でも被害状況の把握等を行っているところです。）

津波被害と言えば、近年では平成15年9月の十勝沖地震の津波があります。岩手県では、「ほたて養殖業」、「かき養殖業」などに被害が発生し、「はえ縄・いかだなどの養殖施設」で約8千万円の共済金が支払われました。当時は平成14年10月制度改正で漁業施設共済の改正が行われ、県及び共済組合が漁業施設共済の加入推進を強力に行った結果、加入に至ったところで不幸にして被害が発生しましたが、「漁業施設共済に加入しておいて良かった！助かった！」という漁業者の声も多く聞かれ、災害に対して漁業共済が機能した好例でもありました。

また、昨年の平成21年10月制度改正では、地震等に対応した商品として、激甚災害に指定された災害の原因となった地震・噴火又はこれらによる津波により操業の制限を受け、水揚げが大きく下がった場合には通常よりも手厚い補償を受けられる「地震等比例てん補付約定限度内てん補方式（漁獲・特定養殖共済）」や、掛金が割安で地震・噴火又はこれらによる津波により漁業施設が損害を受けた場合に限り補償を受けられる「地震等限定てん補方式（漁業施設共済）」などが導入されていますので、地震等による漁業被害の備えとしてご活用をお願いいたします。

チリ地震に伴う津波により被災された漁業者の皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、このような場合の備えとして、漁業共済がセーフティーネットの1つとして十分に役立てるよう、「ぎよさい」の加入促進等について関係各位の更なるご支援・ご協力をお願いいたします。

